

# 労働判例セミナーⅢ

～「副業・兼業の勧め」とその法律問題～

柔軟な働き方改革の一環として、副業・兼業を希望する者は増加傾向にありますが、多くの企業では、情報漏洩リスクや就業時間、健康管理等の問題があることから、認めていません。

しかしながら、労働者と企業それぞれにメリットもあり、国も柔軟な働き方として普及促進や環境整備を図っていくこととしています。

当セミナーでは、現行法制の問題点、普及促進にあたっての留意点、労働者性の判断基準などについて、最近の労働裁判例から実務上有意義なものを厳選し、分かりやすく体系的に解説します。

## セミナーメニュー

- ・ 副業・兼業に関する現行法制（労働基準法、労働安全衛生法ほか）
- ・ 労働者性の判断基準（労働者 OR 雇用関係によらないフリーランスなど）
- ・ 副業・兼業の促進に関するガイドライン
- ・ 労働裁判例 など

講師 安田女子大学現代ビジネス学部

つじ ひでのり

学部長 辻 秀典 氏

### ■プロフィール

S18 京都生まれ

京都大学大学院法学研究科修士課程終了

S58.7月 広島大学 法学部教授

H16.4月 広島大学大学院 社会科学研究科教授

H18.3月 広島大学を定年退職

H18.4月 広島大学名誉教授

安田女子大学 現代ビジネス学部教授

H20.4月から現職、県労働協会会長、元県労働委員会(H7～24)副会長 他

### ■著書・翻訳

『現代民事法改革の動向 II』成文堂（2005年）

『アメリカ労使関係法』信山社出版（1999年） 他



日時 令和元年 12月6日（金）13:30～16:00

場所 サテライトキャンパスひろしま「505会議室」（広島市中区大手町1-5-3）

定員 30名程度

申込 別紙の申込書に記入し、メール、FAX、又は郵送してください。

(別紙)

## 「労働判例セミナーⅢ」受講申込書

宛先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ

FAX 082-222-5521

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ内容を記入していただくか、ファイル等を添付してお送りください。

### 【連絡先等】

企業、労働組合等の名称				
所在地				
担当者の役職、氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	メールアドレス			

### 【受講希望者】

日時、場所		出席者	
		役職	氏名
広島会場	12月6日(金) 13:30~16:00		

※ ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内にのみに利用し、その他の利用はいたしません。

【会場】 サテライトキャンパスひろしま（県民文化センター内 広島市中区大手町一丁目5-3）



電話 082-258-3131

※県民文化センターの駐車場（170円/30分）がありますが、収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。